家畜保健衛生だより

令和元年度 第１０号

**夏季休暇期間中における家畜伝染病に対する**

**防疫対策の徹底をお願いします！**

**家畜伝染病発生時等緊急連絡先などのお知らせ**

昨年９月以降、岐阜県や愛知県などの養豚農場等で豚コレラが発生し、また、野生イノシシで豚コレラの感染が確認された地域が拡大していることはご承知のとおりです。一方、海外では、**本年５月には中国で口蹄疫の発生が確認**されたほか、**アジア地域ではアフリカ豚コレラの継続的な発生が確認**され、**本年５月には北朝鮮、６月にはラオスでも発生が確認**されました。

そのような中、訪日外国人旅行者数は年々増加し、本年も昨年を上回るペースであり、その多くの旅行者がアジア地域の方々となっています。

こうした状況を踏まえると、**日本へアフリカ豚コレラ、口蹄疫等の家畜伝染病が侵入するリスクは極めて高い状況**にあり、出入国者数が増大する夏季休暇期間中においては、より一層の緊張感をもって対応にあたることが重要です。

**～畜産農場および関係者の皆様へ次の点にご留意ください～**

* *衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底*
* **看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域や畜舎に立ち入ったり、不要な物を持ち込むことがないようにしましょう。**
* **農場従事者すべてが、衛生管理区域や畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒を実施しましょう。**
* *早期発見・早期通報*
* **口蹄疫、豚コレラ・アフリカ豚コレラ、高・低病原性鳥インフルエンザの特定症状を再確認しましょう（裏面参照）。**
* **毎日の健康観察を入念に行い、異状が認められたら、早期通報を！**
* *アフリカ豚コレラ等の発生地域への渡航は可能な限り自粛*
* **渡航する場合には、畜産関連施設に行かず、動物と接触は避け、肉製品は持ち帰らず、帰国の際には、動物検疫所カウンターへ。**
* **帰国後一週間は、衛生管理区域には立ち入らず（やむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を行う）、海外で使用した衣服及び靴は、衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。**

**神奈川県湘南家畜保健衛生所**

**〒259-1215 平塚市寺田縄345**

**TEL　０４６３－５８－０１５２　　FAX　０４６３－５８－５６７９**

高病原性及び低病原性

鳥インフルエンザの特定症状

（鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・

ほろほろ鳥・七面鳥）

口蹄疫の特定症状

（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし）

次の１～３のいずれかの症状を呈していること（鹿の場合、１では①・③に該当すること）。

**１　次のいずれにも該当すること。**

**① 39.0度以上の発熱があること。**

**② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、**

**または泌乳の停止があること。**

**③ 口腔内等**（※１）**に水疱等**（※２）**があること。**

**２　同一の畜房内**（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）**において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。**

**３　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（**１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）**が当日及びその前日の２日間において死亡すること。**

※１　口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※２　水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く）

**同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が、過去２１日間の平均した死亡率の２倍以上となった場合。**

ただし、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合（※3）も連絡を！

※３ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率

の低下等の症状を呈している場合

５羽以上の家きんが、まとまって死亡又は

うずくまっている場合

【注意】

ただし、家畜（家きん）の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫（豚コレラ・アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ）以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

次の１～３のいずれかの症状を呈していること。

**１　耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。**

**２　同一の畜房内**（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）**において、以下のいずれかの症状を示す豚が一定期間**（概ね一週間程度）**に増加していること**（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）**。**

**① 40度以上の発熱、元気消失、食欲減退**

**② 便秘、下痢**

**③ 結膜炎（目やに）**

**④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん**

**⑤ 削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）**

**⑥ 流死産等の異状産の発生**

**⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便**

**３　同一の畜房内において、一定期間**（概ね一週間程度）**に複数の繁殖または肥育に供する豚等が突然死亡すること。**

**４　血液検査を実施した場合において、同一の畜房内**（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）**において、複数の家畜に白血球数の減少（１万個未満／μl）または好中球の核の左方移動が確認されること。**（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）**。**

豚コレラ・アフリカ豚コレラの特定症状

（豚・いのしし）